

芦屋市合理的配慮提供支援助成事業の対象メニューの拡大について

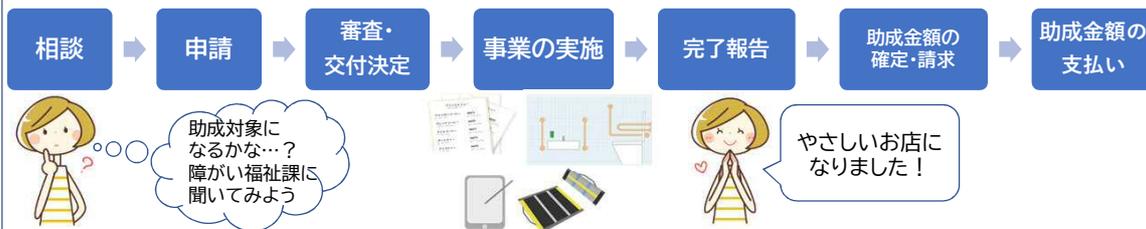
資料 4

合理的配慮提供支援助成事業とは

障がいのある人への合理的配慮の提供にかかる費用の一部を助成する事業。不特定多数の人が利用し、障がいのある人が利用する可能性がある市内の民間事業者(お店や病院など)が対象。

利用の流れ

合理的配慮を提供するために必要な物品を購入したり、工事を施工したりする前に申請が必要。芦屋市で審査し、交付決定後、実施いただきます。完了報告を受け、金額確定後、助成金をお支払いします。



実績

令和3年度	令和4年度	令和5年度
7件	2件	3件

1

芦屋市合理的配慮提供支援助成事業の対象メニューの拡大について

資料 4

障がいを理由とする差別

①不当な差別的取扱いをすること ②合理的配慮を提供しないこと が禁止されています。

①不当な差別的取扱いとは

正当な理由なく、障がいがあることを理由に、障がいのある人とない人と異なる扱いをすること

市・市民・事業者 → してはならない

(例)受付の対応を拒否 (例)介助者なしの入店拒否



②合理的配慮とは

障がいのある人から、障がいにあった必要な工夫・やり方を伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること

市 → しなければならない
事業者 → しなければならない(※)

(※)令和6年4月～義務になりました

(例)携帯スロープで補助 (例)手話通訳・要約筆記実施



2

芦屋市合理的配慮提供支援助成事業の対象メニューの拡大について

資料 4

合理的配慮提供支援助成事業 メニュー

助成の対象	助成金額	助成限度額
■コミュニケーションツールの作成 点字表記のメニュー、音声コード付きチラシ、 コミュニケーション支援ボードの作成 など 	費用の 2分の1	5万円
■物品の購入 筆談ボード、折り畳み式スロープ、 車いすの購入 など 	費用の 2分の1	10万円
■改修工事の施工 手すりの設置、 多機能トイレの設置 など 	費用の 2分の1	20万円
■手話通訳者・要約筆記者等の派遣 不特定多数の人に向けて開催する 講演会・イベント等への派遣が対象  	費用の 2分の1	4万円
■研修会の開催 市内に在住・在学・在勤する人おおむね5名以上が参加し、 障がい理解や合理的配慮の実践につながる内容を学ぶもので、 実施の責務・義務が法令等で定められていないもの 	費用の 2分の1	4万円

3